

令和元年第6回農業委員会総会議事録

○日 時：令和元年6月7日（金） 午前9時30分～午前10時40分

開催場所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：井川 輝征	2番：尾上 春樹	3番：宮本 和市
4番：藤井 雅史	5番：谷口 孝一	6番：塚本 壽
7番：草野 義雄	8番：田口 昭広	9番：寺本真理子
10番：阪口 修一	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：中川 光春
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口恵美子	9番：道園 浩二
11番：木川 保	12番：一川 清	13番：野田 和夫
14番：渕上 米作	15番：山田 和治	

（欠席：1名）

10番：小崎 良一

○農業委員会事務局：4名

事務局長：福田 貴司	事務局次長：才保 親哉
係 長：川田 康幸	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第12号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第2	報告第13号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第3	議案第23号	平成30年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第4	議案第24号	令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第5	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第6	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第27号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
片山会長	皆さん、おはようございます。梅雨前の田植え等、お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 先日、5月27日から29日まで全国農業委員会会長大会に行かせていただきました。大会の趣旨としては、日頃から皆さんに提案していただいております、担い手による補助整備、放棄地の解消問題等がありまして、色々なことを協議いたしました。また、茨城の茨城町では、農業生産額が芦北町の10倍くらいあり、町長が挨拶を40分程されましたが、非常に熱意を感じられました。茨城県の農産物の日本一の産物は17品目あるそうです。例えば、クリとかレンコン、ホウレンソウ、メロン等がありますけれども、東京に40分程度の距離で野菜等も鮮度が良い状態で届けられるということでした。 それでは、令和元年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。 10番「小崎」推進委員から、欠席報告があっております。 これより本日の会議を開きます。 お手元に配布の総会日程にしたがって会議を進めてまいります。 本総会の議事録署名委員は7番「草野義雄」委員、8番「田口昭広」委員に指名します。 議事に入る前に、議案書の訂正が5ヶ所ありますので訂正をお願いします。 まず、議案書3ページの報告第13号です。現況地目ですが「田」となっていますが「畑」に訂正をお願いします。また、転用目的が「飼料作物貯蔵庫」となっていますが、「堆肥保管庫」に訂正をお願いします。 次に、議案書7ページの4番の案件です。譲渡人事由のところで「高齢により」となっていますが「労力不足により」に訂正をお願いします。また、譲受人事由のところで「自宅に近く便利であり」とありますが、この部分は削除をお願いします。 次に議案書の11ページの番号の欄で、一番下の「11番」を「12番」に訂正をお願いします。 それでは議事に入ります。 報告第12号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

	…はい、事務局長。
福田局長	おはようございます。 本日の報告案件及び議案につきましては、担当係長から説明させますので、ご審議よろしくお願いいたします。 なお、しばらくしてから別件用務のため、途中退席をさせていただきたいと思っておりますので、事務局長の任務は才保次長に任せて退席させていただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いします。
片山会長	では、事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の１ページをお願いします。 報告第１２号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたため報告するものです。 これは、３月の総会で審議を行い、議決した案件で、熊本県農業公社が借り受けた農地が賃借人へ配分された報告になります。 賃借権設定の部ですが、議案書１ページの１番から２ページの１０番までとなります。 まとめて説明します。 配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は１番～１０番まで全て水稻で、設定期間も全て新規設定の５年間です。 賃借料等は備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第１２号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第１２号についてはこれで終わります。 次に報告第１３号「農地法施行規則第２９条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の３ページをお願いします。 報告第１３号、農地法施行規則第２９条の規定による届出について。 農地法施行規則第２９条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。

	1 番、土地の詳細及び申請者の住所・氏名については記載のとおりです。 転用目的は堆肥保管庫です。 転用目的が農業用の施設であり、転用面積は8 0 m²で2 0 0 m²未満であるため、農地法施行規則第2 9 条第1 項の規定により許可が不要な転用になります。 ピンク色総会資料の1 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は「宮崎区みんなのひろば」の南側約1 5 0 mの位置で、堆肥を一時保管する倉庫を整備するということです。 現地確認ですが、周辺に住宅等はなく、周囲に迷惑はかけないよう整備するということでした。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「4 番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	今、事務局から説明のあったとおりです。周りには民家等ありませんので、問題はないと思います。目的としては、堆肥を作って保管したいということでしたので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園推進委員	ただいま、藤井委員が言われたように、何ら問題ないと思われます。隣は私の畑でデコポンを植えております。堆肥ということですが、においもしないので良いなと思いました。堆肥については、申請者が関心のあられる方なので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第1 3 号について、質疑ありませんか。 …6 番、塚本委員。
塚本委員	状況はわかりましたが、牛フンだと思いますけど、堆肥が熟成していく時の生物が死ぬとか用水に流れ込むというのは無いのですか。
川田係長	質問にお答えします。 確認は出来ておりませんが、質問の件に関しては、申請者本人は非常に懸念されておりますので、問題ないように整備するということだと思われます。
片山会長	他に質問はございませんか。

	(質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 13 号についてはこれで終わります。 次に議案第 23 号「平成 30 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 4 ページをお願いします。 議案第 23 号、平成 30 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。 平成 30 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。 それでは、別紙 1 「議案第 23 号」により説明します。 1 ページをお願いします。 I 「農業委員会の状況」ですが、平成 31 年 3 月 31 日現在の芦北町の農業の概要および農業委員会の現在の体制について記載しています。 2 ページをお願いします。 II 「担い手への農地の利用集積・集約化」 1. 現状及び課題 これは平成 30 年 3 月現在の農地の集積状況になります。管内の農地面積 1,580ha に対して、担い手への集積面積 311ha で集積率は 19.7% です。担い手というのは、認定農業者、認定農業者に準ずるもの、新規認定就農者になります。課題ですけれども、高齢化等による担い手不足が主な課題と考えます。 2. 平成 30 年度の目標及び実績 337ha の集積目標に対して、実績は 315ha で目標達成はできませんでしたが、新規に 9.7ha 集積しています。 3. 目標に向けた活動 主な活動実績として、大野北部地区、吉尾地区において、「人・農地プラン」の話し合いを行い、吉尾地区についてはプラン作成まで行われました。また、他の地区でも基盤整備等に関するアンケート、話し合い等を実施しました。

4. 目標及び活動に対する評価、目標達成はできなかったが、今後も引き続き優良農地の情報把握及び情報提供を行い、農地の利用の最適化の推進活動を行うこととしています。

3 ページをお願いします。

Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状と課題

平成27年度から平成29年度までの新規参入の状況です。

2. 平成30年度の目標及び実績

3経営体の新規参入があり目標達成しました。

3. 目標に向けた活動

主な活動実績として、新規就農予定者に対して農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

引き続き、優良農地等の紹介を行い、新規就農者の支援を行う。また、集落座談会等実施し、新規就農者及び後継者の育成を推進することとしています。

4 ページをお願いします。

Ⅳ「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状と課題

平成29年12月現在の遊休農地状況になります。数字に誤りがありますので、訂正をお願いします。管内の農地面積を1,714haに訂正をお願いします。1,724haを1,714haです。遊休農地面積は144haと記載しておりますが、134haです。集積率は8.4%と記載していますが、7.8%に訂正をお願いします。

遊休農地面積については、農地に復元できるA分類の遊休農地になります。この実績の結果ですが、これは皆様方に調査していただいている利用状況調査を基に、この数値となっております。

課題ですが、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えられます。

2. 平成30年度の目標及び実績

解消目標19haに対して、解消実績は0haでした。理由として、耕作放棄地解消事業を行い、実際は約0.3haの解消を行っていましたが、遊休

農地が解消面積以上に増加したため解消実績は0 h a でした。

3. 目標に向けた活動

主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により農地の状況把握を行いました。

また、耕作放棄地解消事業の推進を行い、0.3 h a の解消につながっています。

4. 目標及び活動に対する評価

今後も引き続き、耕作放棄地解消事業の推進を行い、耕作放棄地の解消に努めることとしています。

5 ページをお願いします。

V 「違反転用への適正な対応」

1. 現状と課題

これは平成30年3月現在の違反転用状況になります。

違反転用面積は0.4 h a です。違反転用箇所は全て田川地区の植林になります。

2. 平成30年度実績

増減は無く、0.4 h a です。

3. 活動計画・実績及び評価

主な活動実績として、違反転用者に対して指導等を行ったが、是正の意向はありませんでした。今後も引き続き、県と連携しながら、農地の現状回復を図るよう指導することとしています。

6 ページをお願いします。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」

1. 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数は37件、うち許可37件、不許可0件でした。

2. 農地転用に関する事務

1年間の処理件数は22件でした。

7 ページをお願いします。

3. 農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人数は8法人で、報告数も8法人です。

4. 情報の提供

	記載のとおり情報提供を行っています。 8 ページをお願いします。 Ⅶ「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」 記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。 Ⅷ「事務の実施状況の公表」 総会の議事録についてはホームページで公表しています。 なお、今説明している「平成30年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表します。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第23号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第23号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第23号について原案のとおり決定しました。 次に議案第24号「令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の5ページをお願いします。 議案第24号、令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について。 令和元年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進状況、活動計画を審議し、公表するものです。 それでは、別紙2「議案第24号」により説明します。 1 ページをお願いします。

I「農業委員会の状況」ですが、平成31年3月31日現在の芦北町の農業の概要及び農業委員会の現在の体制について記載しております。

2ページをお願いします。

II「担い手への農地の利用集積・集約化」

1. 現状及び課題

平成31年3月現在の集積状況になります。

担い手への集積面積は315haで集積率は20.2%です。

課題ですが、「高齢化による担い手不足のため、新たな担い手の育成・確保」が大きな課題であると考えます。

2. 令和元年度の目標及び活動計画

担い手への目標ですが、新規集積面積を15haと設定しています。この数値の考え方ですが、令和5年度までに管内農地の25%を担い手へ集積することを目標に単年度目標を積算しています。これは国の目標設定及び本町の現状を踏まえ設定しました。

活動計画ですが、担い手へ積極的な農地あっせんを行い、関係機関と連携を図りながら農地集積・集約化を推進するとしています。

III「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

平成28年度から平成30年度の新規就農者数になります。

2. 令和元年度の目標及び活動計画

令和元年度の目標は3経営体、3haと設定しました。活動計画は例年どおり、関係機関と連携しながら推進するとしています。

3ページをお願いします。

IV「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状と課題

平成30年12月現在の遊休農地状況となります。

2. 令和元年度の目標及び実績

遊休農地の解消目標ですが、12haと設定しています。この数値の考え方ですが、遊休農地面積を令和5年度までに管内農地面積の5%にするという目標を基本に単年度目標を積算しています。これは国の目標設定及び本町の現状を踏まえ設定しております。

活動計画ですが、引き続き、耕作放棄地解消事業の推進を行い、遊休農地

	の解消に努めるとしています。 V「違反転用への適切な対応」 1. 現状と課題 平成30年3月現在の違反転用の状況になります。 2. 令和元年度の活動計画 活動計画は農地利用状況調査時に町内全域の違反転用調査を行うとしております。また、現在確認している違反転用者に対しては、県と引き続き連携しながら、指導を行うこととしています。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第24号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 議案第24号について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、議案第24号につきましては、原案のとおり決定しました。 次に議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の6ページをお願いします。 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。 譲渡人事由ですが、労力不足で耕作管理が困難なため売り渡す。 譲受人事由ですが、自宅に近く、便利であり、規模拡大のため買い受ける。となっています。 ピンク色総会資料の2ページをお願いします。 申請地の位置図を載せています。申請地は「田の浦柑橘組合」の南東側約100mの位置で、譲受人自宅の西側になります。

現地確認では、水稻が作付けしてあり、適正に管理されていました。買い受け後も引き続き、水稻を作付けするということでした。

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由は、労力不足により耕作管理が困難になったので、規模拡大を図る譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、現在も申請地を借り受けて耕作していますが、今回、売買契約がまとまったため、所有権移転を行うということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、現住所に引っ越したため、宅地と一括して売り渡す。

譲受人事由ですが、自宅に近く便利であり、宅地と一括して買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。

申請地の位置図を載せています。申請地は「田川公民館」の南東側約700mの位置で、譲受人自宅の東側になります。

現地確認では、申請地①は草刈りなど適正に管理されており、買い受け後は野菜等を作付けするということでした。申請地②は耕作放棄地であり、山林等の様相を呈しており、農地に復元が困難であると感じました。非農地判断の内容を説明してきました。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人が記載の住所に引っ越したため、耕作に不便であり、宅地を購入する譲受人へ一括して売り渡す。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、町外在住により、耕作管理が困難なため売り渡す。

譲受人事由ですが、隣接に自己所有農地があり、便利なため買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の４ページをお願いします。

申請地の位置図を載せています。申請地は県道芦北球磨線沿いの林田自動車中古車展示場」の南側約１５０mの位置で、基盤整備済の農地です。

現地確認では、水稻を作付けし、耕作管理してありました。引き続き、水稻を作付けするということでした。

黄色調査書の３ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は県外に在住しており、耕作管理が困難なので、隣接に農地を所有している譲受人へ売り渡すということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

議案書の７ページをお願いします。

４番、申請地の詳細及び譲渡人、譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

譲渡人事由ですが、労力不足により、耕作管理が困難なため売り渡す。

譲受人事由ですが、規模拡大のため買い受ける。となっています。

ピンク色総会資料の５ページをお願いします。

申請地の位置図を載せています。申請地は平生地区の農地で「芦北町役場」の南西側約４５０mの位置の３筆とその南側の３筆の合計６筆になります。

現地確認では、申請地①～⑤までは耕作放棄地状態で、申請地⑥のみ草刈等の管理は行われている状況でした。譲受人は申請地を取得した後、耕作放棄地を解消し、申請地①～③についてはサトウキビ、申請地④～⑥については菊イモを作付けするということでした。

黄色調査書の４ページをお願いします。

契約の種類は売買、申請理由ですが、譲渡人は労力不足により耕作管理が困難なので、規模拡大を図る譲受人へ売り渡すということです。譲受人は、農地のまとまりがあり、便利なため買い受け規模拡大を図るということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題のないと思われます。

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

	以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件を「10 番の阪口修一」委員をお願いします。
阪口委員	事務局の説明どおりでございますけれども、現地確認に行きましたが、申請地はしっかりされていて、良い所だなと思いました。よろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「6 番の塚本」委員をお願いします。
塚本委員	2 番の件は、申請地が山深い所でありまして、家ごと土地を譲り受けてくれるということなので、非常に良いことだと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「田口宗一」推進委員から何かございましたらお願いします。
田口推進委員	2 年前に佐敷地区に引っ越しをされて、お母さんが一人、自転車でのぼってきて手入れをされておりましたけれども、すぐ下に住む方が買っていて、良かったと思います。よろしくお願いします。
片山会長	3 番の案件を「6 番の塚本」委員をお願いします。
塚本委員	ここは、譲受人の田んぼに隣接しています。管理としては、やりやすいのではないかと思います。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「下崎」推進委員から何かございましたらお願いします。
下崎推進委員	先日、事務局と現地確認に行きまして、事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	4 番の案件を「4 番の藤井」委員をお願いします。
藤井委員	事務局から報告のあったとおりです。ほとんど耕作放棄地です。ここに客土して野菜、サトウキビ等を植えるとのこと。この辺は、梅雨時期や大雨の時は浸かってしまうような地形です。そこを何年も作ってないということで、事務局の説明のとおり耕作放棄地です。大変良いことだと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「道園」推進委員から何かございましたらお願いします。
道園推進委員	藤井委員が言われたとおり、耕作放棄地で雨が降れば浸かるような場所ですけれども棟上げてつくるということで、大変良いことだと思うので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 25 号について、質疑ありませんか。

	… 5 番、谷口委員。
谷口委員	4 番の件ですが、現在、遊休農地としてされている場所ですか。
川田係長	遊休農地の箇所は 1 ～ 5 番です。6 番は草刈り等がされておりましたが、まだ何も作付けされていない状況です。
谷口委員	町の数値としては、遊休農地の数値にあがっていたということですか。
川田係長	見た感じですが、遊休農地と思われるので、確認する予定です。
谷口委員	今回の件もそうですが、地域にも少し注意してもらわないといけないところが。 そこまで含めて、ご指導していただければと思います。よろしくお願いします。
片山会長	ここは、海との境目で私も何回か見ましたが、高く埋め立てないと水害が出ないとも限らない場所の様です。 では、 … 1 0 番、阪口委員。
阪口委員	同じく 4 番の件ですが、周りも田んぼになっていますが、申請地以外も浸かる、水害に遭うのでしょうか。
片山会長	事務局より、現状の説明をお願いします。
川田係長	申請地以外も被害に遭うところですが、作られている場所と作られていない場所があります。 今回申請があがっているところは、何年も作られていない場所になります。
阪口委員	その場所で、埋め上げて使われることになると思いますが、排水とかどのようなになるのですか。
川田係長	申請地 1 番につきましては、客土をさげるということであります。客土はするけれども、排水は申請地の真ん中に排水路をつくって、町道横の水路に排水します。申請地 2 番も同じです。申請地 3 番に関しては、申請地 2 番との間に排水することになります。
片山会長	今の件については良かったでしょうか。 他に、 … 8 番、田口委員。
田口委員	この件につきまして、大雨が降った時には浸水するという田んぼの条件ですが、ここは相当、埋め上げてきているところですよ。この地区においては、ここをまた埋め上げるということは、地区の同意がされているのだろうかと思い

	ますけれども。
川田係長	今回は同意書が付いてないですけれども、周辺の方々には話をされていると。 また、客土届を出されるときに、隣接農地の方の同意書を付けていただくようにしております。
田口委員	わかりました。
片山会長	他になれば、採決を行います、「所有権移転の部」1番については、「中川」推進委員が関係していますので、中川推進委員に一時退席を求めます。 「中川」推進委員一時退席) それでは、お諮りします。 1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 「中川」推進委員に入室をお願いします。 「中川」推進委員着席) それでは、引き続き採決を行います。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。 事務局長がここで退席をいたします。
福田局長	すいません、ここで退席させていただきます。 この後のご審議もよろしくお願いします。 「福田局長」退席
片山会長	次に、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の8ページをお願いします。 議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。 農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の

議決を求めるものです。

所有権移転の部、1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名については記載のとおりです。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の6ページをお願いします。

申請地の位置図を載せています。申請地は「田浦阿蘇神社」の南側約500mで、申請者実家の隣接地になります。

現地確認では、周囲は宅地化しており、申請地の西側に申請者の父が所有する果樹ハウスがありましたが、日照・通風等考慮し、建設するということで問題はないと感じました。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水計画は、申請地東側の既設水路に排水する計画です。

ピンク色総会資料の8ページをお願いします。

農地の広がり、斜線部分の85.1haです。

黄色調査書の5ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり、10ha以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。

第1種農地は原則許可をすることができない農地になりますが、今回の申請は「農地法の運用」許可基準の例外である「集落接続」に該当しますので、例外的に許可できるとされています。

「集落接続」とは、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」をいいます。

このことにより、個人住宅は施設に該当するということで例外的に許可ができとなっております。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請者は現在、町営住宅に居住しているが、実家の隣接農地を父から無償で譲り受け、個人住宅を新築するものです。代替性については、記載のとおり可能性が無いことを確認しております。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

	以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 所有権移転の部 1 番の案件は私が担当地区になりますので、私が説明します。 ただいま、事務局の説明があつたとおりでございますけども、地元で頑張るといことで、良いことですし、現地確認も何ら問題ありませんでした。 担当地区の「本郷」推進委員から何かございましたらお願いします。
本郷推進委員	今、説明があつたとおり、問題ないと思われます。よろしくお願ひします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 26 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 「所有権移転の部」 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 27 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田係長	議案書の 9 ページをお願いします。 議案第 27 号、農用地利用集積計画の審議について。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。 賃貸借権設定の部、1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 2 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。 3 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は新規設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 10 ページをお願いします。

4 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

5 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は新規設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

6 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

7 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

8 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 11 ページをお願いします。

9 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

10 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

11 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

12 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 5 年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。

議案書の 12 ページをお願いします。

使用貸借権設定の部

	1 番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作物は水稻で、設定期間は再設定の 3 年間で。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 27 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 随時、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部 1 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 3 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。 4 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。 5 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 6 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。 7 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7 番については、原案のとおり決定しました。 8 番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、8 番については、原案のとおり決定しました。 9 番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、9番については、原案のとおり決定しました。
10番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、10番については、原案のとおり決定しました。
11番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、11番については、原案のとおり決定しました。
12番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、12番については、原案のとおり決定しました。

使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の農業委員会総会を閉会します。

それでは、引き続き、その他の連絡事項に入ります。